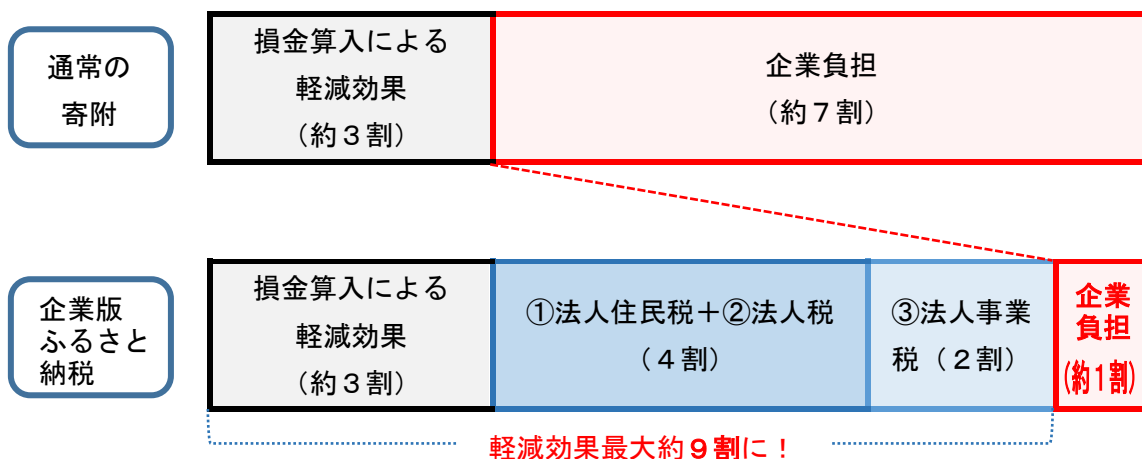


地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、国に認定された地方公共団体の地方版総合戦略に基づく特定の事業に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

令和2年度から、地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、国において制度の大幅な見直しが行われました。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の**約9割が軽減**され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。

（令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用）



税目ごとの特例措置

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

制度活用にあたっての留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 地方公共団体は、寄附を行う企業に対し、寄附の代償として経済的な利益を供与してはならないこととされております。
- 当社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。